

正しく使おう みんなの道路

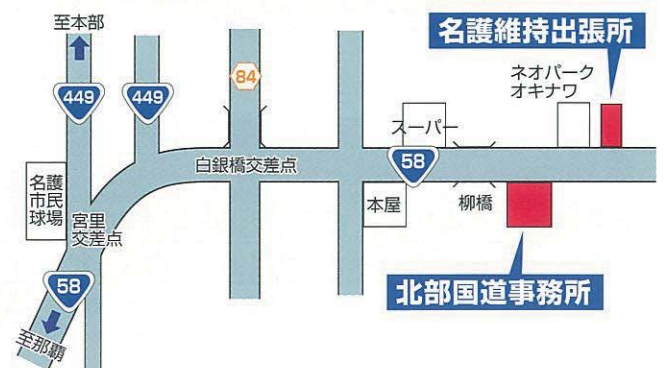
看板や日よけなどを道路に設置する場合には
占有許可が必要です



北部国道事務所管内〈国道58・329号〉

問い合わせ 沖縄総合事務局北部国道事務所
管理課占有係
TEL 0980-52-4350
〒905-0019 名護市大北4-28-34

申請窓口 北部国道事務所名護維持出張所
管理係
TEL 0980-52-0165
〒905-0012 名護市字名護4618-34



占用についてのQ&A

Q： 占用とは何ですか？

A： 道路はみんなの大切な財産です。この財産はいうまでもなく公平に扱われなければなりません。そこで道路法では特定の人が「継続して道路を使用しようとする場合は許可を受けなければならない。」と定められています。これを道路の占用と言います。

Q： 占用の手續に料金は必要ですか？

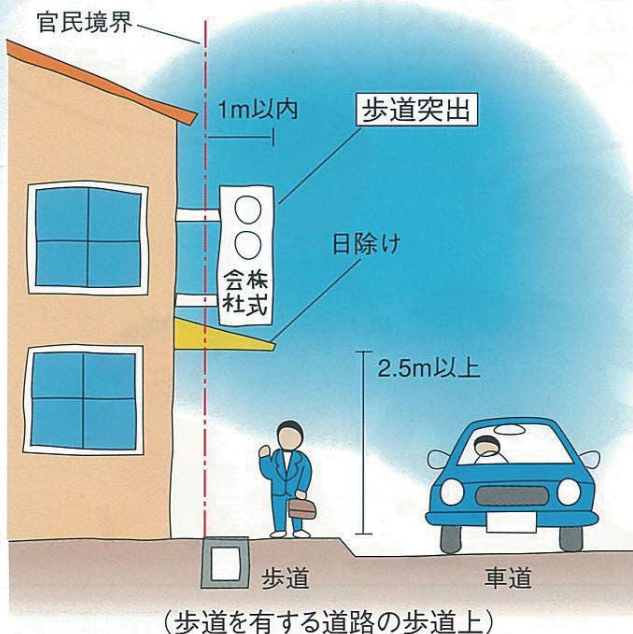
A： 道路を占用するには料金を納めていただきます。占用する物件の種類、大きさ、地区などによるので詳しくは窓口までお問い合わせください。

*道路の占用料は、道路法第39条に基づいて定められており、安全で円滑な道路整備、道路管理のための貴重な財源となります。



■許可できるもの

道路の敷地以外に余地がないことが要件となります。基準に適合し、道路管理上支障がない場合は許可されます。



■許可できないもの

道路の路面に直接置くものは許可できません。撤去または道路区域外へ移動させてください。

〈例〉



自動販売機



置看板



のぼり旗



立看板



商品台

■許可基準表

物件名	官民境界からの出幅	路面からの設置高	
		歩道	車道
上空看板	1m以内	2.5m以上	4.5m以上
日除け	1m以内	2.5m以上	4.5m以上

※上の表は許可基準の一例であり、物件、施設によって、その他の基準があります。くわしくは窓口までお問い合わせください。

■道路占用料単価表

物件名	単位	地区	
		市	町・村
上空看板(片面)	表示面積1m ² につき1年	2,000円	990円
上空看板(両面)	〃	1,400円	693円
日除け(テント)	占用面積1m ² につき1年	1,000円	820円